

株主各位

第91期 連結計算書類の連結注記表

第91期 計算書類の個別注記表

上記の事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.toyota-boshoku.com/>）に掲載することにより、株主の皆様提供したものであり、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して、監査をした対象の一部です。

平成28年5月30日

トヨタ紡織株式会社

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生じる債権及び債務

時価法により評価しております。

(3) たな卸資産

製品・原材料・仕掛品・貯蔵品は、総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

償却の方法は、有形固定資産（リース資産を除く）については定率法、無形固定資産については定額法、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率等を含めて総合的に勘案し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、将来支出が見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(5) 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を個別に勘案し、損失負担見積額を計上しております。

(6) 事業整理損失引当金

事業の譲渡等に伴い発生することとなる損失の見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、原則として発生時以降5年間の均等償却を行っておりますが、金額が僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）、及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ144百万円減少しております。

（追加情報）

（連結納税制度の適用）

当事業年度より連結納税制度を適用しております。

(法人税等の税率変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.4%から平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.3%に、平成29年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.2%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については29.9%となります。

この結果、当事業年度末において、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が1,584百万円減少し、法人税等調整額が1,615百万円、その他有価証券評価差額金が30百万円、それぞれ増加しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	建物	272百万円
	構築物等	9百万円
	土地	939百万円
	計	1,221百万円
(2) 担保に係る債務	預り保証金	392百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 223,522百万円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 偶発債務及び金融機関からの借入等に対する保証債務

(1) 偶発債務

当社の連結子会社であるTB de Mexico, S.A. de C.V. (以下、TBメキシコ)は、平成27年7月16日にメキシコ税務当局から平成23年度の法人税申告不備により8月28日までに2,290百万メキシコペソの納付を命じる追徴課税通知を受領しました。TBメキシコは、平成23年度の法人税申告について、メキシコ税務当局と協議しながら申告・納税を行い、平成26年12月3日に受領証明書も取得しておりますが、本通知は総収入を課税対象とし、改めて納税を命じる内容であります。TBメキシコは、当局からの指摘内容に承服しかねるため、平成27年10月6日(現地時間)に税務裁判所へ訴訟の提起を行い、現在係争中であります。なお、TBメキシコは平成27年9月より売掛金の差押えを受けておりましたが、追徴課税相当額の保証を差し入れたことにより、10月14日(現地時間)に売掛金の差押え解除が認められました。今回の追徴課税命令及び本訴訟による業績への影響については、裁判の経過内容に依存するものと判断しております。従って、現時点において、合理的な見積りが困難であることなどから引当金の計上等の処理は行っておりません。

(2) 金融機関等からの借入等に対する保証債務 6,425百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	103,351百万円
長期金銭債権	360百万円
短期金銭債務	46,414百万円

損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	436,446百万円
仕入高	342,499百万円
営業取引以外の取引による取引高	16,425百万円

(2) 製品保証引当金繰入額

製品保証引当金繰入額については、販売先への補償金額4,880百万円のうち、仕入先との合意により、3,611百万円が仕入先より補填される見込みのため、当該金額を相殺した金額にて表示しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式(注)	2,334,114株	623株	287,400株	2,047,337株
合計	2,334,114株	623株	287,400株	2,047,337株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加623株は、単元未満株式の買取による増加623株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少287,400株は、新株予約権の行使による減少287,400株であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な要因は、退職給付引当金、減価償却費等であり、評価性引当額を控除しております。
繰延税金負債の発生の主な要因は、固定資産圧縮積立金、その他有価証券評価差額金等であります。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員兼任等(名)	事業上の関係				
その他の関係会社	トヨタ自動車(株)	愛知県豊田市	百万円635,401	自動車及び同部品等の製造・販売	被所有直接39.7 間接0.1	兼任1 転籍6	当社製品の販売等	自動車部品の販売	398,053	売掛金	45,419
								自動車部品の購入		59,981	電子記録債権
										買掛金	10,443

- (注) 1. 取引金額には、消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含めております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
自動車部品の販売については、市場価格、総原価を勘案して希望価格を提示し、毎期価格交渉のうえ、一般的取引条件と同様に決定しております。
自動車部品の購入については、提示された価格に基づき、毎期価格交渉のうえ、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員兼任等(名)	事業上の関係				
子会社	トヨタ紡織ヨーロッパ(株)	ベルギーザペンタム市	千ユーロ383,534	自動車部品等の製造・販売	所有直接100.0	兼任3	設計業務の委託	短期借入金への債務保証	8,828	-	-
								長期借入金への債務保証	3,876	-	-
								債権放棄	3,680	-	-
子会社	紡織オートモーティブヨーロッパ(株)	ドイツゲーレッツリート市	千ユーロ26	自動車部品等の製造・販売	所有間接100.0	-	債務保証等	長期借入金への債務保証	1,293	-	-
								短期借入金への債務保証	430	-	-
子会社	トヨタ紡織アメリカ(株)	米国ケンタッキー州	千米ドル539,742	自動車部品等の製造・販売	所有直接100.0	兼任3	設計業務の委託	貸付金の回収	19,228	-	-
子会社	トヨタ紡織九州(株)	佐賀県神埼市	百万円480	自動車部品等の製造・販売	所有直接100.0	兼任1	同社製品の購入	自動車部品の購入	77,058	買掛金	8,077
								自動車部品の有償支給	47,490	未収入金	6,088
子会社	(株)コベルク	愛知県刈谷市	百万円97	自動車部品等の製造・販売	所有直接52.0	-	同社製品の購入	自動車部品の購入	61,892	買掛金	6,070
								自動車部品の有償支給	56,457	未収入金	6,054
関連会社	トヨタ車体精工(株)	愛知県高浜市	百万円869	自動車部品等の製造・販売	所有直接33.6	-	同社製品の購入	自動車部品の購入	32,456	買掛金	4,495

- (注) 1. 取引金額には、消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含めております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
トヨタ紡織ヨーロッパ(株)及び紡織オートモーティブヨーロッパ(株)への短期借入金ならびに長期借入金への債務保証については、金融機関からの借入に対する債務保証であり、取引金額は期末時点の保証残高であります。当該債務保証につきましては、同額を債務保証損失引当金に計上しております。
トヨタ紡織ヨーロッパ(株)への債権放棄については、欧州地域の事業整理に伴い行ったものであります。
自動車部品の購入については、提示された価格に基づき、毎期価格交渉のうえ、一般的取引条件と同様に決定しております。
自動車部品の有償支給については、市場価格、総原価を勘案して決定しております。

3. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等(名)	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	トヨタ車体(株)	愛知県刈谷市	百万円10,371	自動車及び同部品等の製造・販売	被所有直接 0.1	-	当社製品の販売等	自動車部品の販売	145,850	売掛金	16,119
										電子記録債権	5,553

- (注) 1. 取引金額には、消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含めております。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 自動車部品の販売については、市場価格、総原価を勘案して希望価格を提示し、毎期価格交渉のうえ、一般的取引条件と同様に決定しております。

4. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等(名)	事業上の関係				
役員及びその近親者	加藤宣明	-	-	当社監査役(株)デンソー取締役会長	-	-	-	自動車部品の販売	34,164	売掛金	4,918

- (注) 1. 取引金額には、消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含めております。
 2. 加藤宣明氏が第三者(株)デンソーの代表者として行った取引であります。
 3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 自動車部品の販売については、市場価格、総原価を勘案して希望価格を提示し、毎期価格交渉のうえ、一般的取引条件と同様に決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 665円60銭
 2. 1株当たり当期純損失 △ 24円72銭

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 99社 トヨタ紡織東北(株)、トヨタ紡織九州(株)、T B 物流サービス(株)、トヨタ紡織滋賀(株)、T B カワシマ(株)、トヨタ紡織アメリカ(株)、トヨタ紡織カナダ(株)、トヨタ紡織ミシシッピLLC.、トヨタ紡織ブラジル(有)、トヨタ紡織インディアナLLC.、トヨタ紡織アジア(株)、豊田紡織(中国)(有)、トヨタ紡織サイアムメタル(株)、天津英泰汽車飾件(有)、広州英泰汽車飾件(有)、トヨタ紡織ヨーロッパ(株)、トヨタ紡織トルコ(株)、トヨタ紡織南アフリカ(株)、(有)トヨタ紡織ロシア、T B A I ポーランド(有) 他

2. 持分法の適用に関する事項

関連会社 14社 東海化成工業(株)、トヨタ車体精工(株)、天津華豊汽車裝飾(有)、トリムリーダー(株) 他
なお、青島英聯精密模具(有)は、子会社の豊田紡織(中国)(有)による資本参加に伴い、当連結会計年度より持分法適用の関連会社を含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

- (1) 連結子会社のうち決算日が連結決算日(3月31日)と異なる子会社は次のとおりであります。
12月31日 トヨタ紡織ブラジル(有)、豊田紡織(中国)(有)、天津英泰汽車飾件(有)、広州英泰汽車飾件(有) 他 合計34社
- (2) 連結計算書類作成にあたっては、決算日の差異が3ヶ月を超えないため、各社の事業年度の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

ア. 満期保有目的の債券
償却原価法(定額法)

イ. その他有価証券

時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

②デリバティブ取引により生じる債権及び債務

時価法により評価しております。

③たな卸資産

製品・原材料・仕掛品・貯蔵品は、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

償却の方法は、主として、有形固定資産(リース資産を除く)については定率法、無形固定資産(リース資産を除く)については定額法、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率等を含めて総合的に勘案し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③製品保証引当金

製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、将来支出が見込まれる額を計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤事業整理損失引当金

事業の譲渡等に伴い発生することとなる損失の見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として17年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として17年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

③のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、原則として発生時以降5年間の均等償却を行っておりますが、金額が僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益が144百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ255百万円減少しております。また、当連結会計年度末の資本剰余金が447百万円減少しております。

当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期末残高は447百万円減少しております。

(追加情報)

(連結納税制度の適用)

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度より、連結納税制度を適用しております。

(法人税等の税率変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.4%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.3%に、平成29年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.2%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については29.9%となります。

この結果、当連結会計年度末において、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が2,118百万円減少し、法人税等調整額が1,705百万円、その他有価証券評価差額金が30百万円、それぞれ増加し、退職給付に係る調整累計額が443百万円減少しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	建物及び構築物等	282百万円
	土地	939百万円
	計	1,221百万円
(2) 担保に係る債務	預り保証金	392百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 448,120百万円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 偶発債務

当社の連結子会社であるTB de Mexico, S.A. de C.V. (以下、TBメキシコ)は、平成27年7月16日にメキシコ税務当局から平成23年度の法人税申告不備により8月28日までに2,290百万メキシコペソ
の納付を命じる追徴課税通知を受領しました。TBメキシコは、平成23年度の法人税申告について、
メキシコ税務当局と協議しながら申告・納税を行い、平成26年12月3日に受領証明書も取得して
おりますが、本通知は総収入を課税対象とし、改めて納税を命じる内容であります。TBメキシコは、
当局からの指摘内容に承服しかねるため、平成27年10月6日(現地時間)に税務裁判所へ訴訟の提起
を行い、現在係争中であります。なお、TBメキシコは平成27年9月より売掛金の差押えを受けて
おりますが、追徴課税相当額の保証を差し入れたことにより、10月14日(現地時間)に売掛金の
差押え解除が認められました。今回の追徴課税命令及び本訴訟による業績への影響については、
裁判の経過内容に依存するものと判断しております。従って、現時点において、合理的な見
積りが困難であることなどから引当金の計上等の処理は行っておりません。

連結損益計算書に関する注記

製品保証引当金繰入額については、販売先への補償金額4,880百万円のうち、仕入先との合意により、
3,611百万円が仕入先より補填される見込みのため、当該金額を相殺した金額にて表示しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末株式数
普通株式	187,665,738株	—	—	187,665,738株
合計	187,665,738株	—	—	187,665,738株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株あたり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月12日 定時株主総会	普通株式	1,667	9	平成27年3月31日	平成27年6月15日
平成27年10月30日 取締役会	普通株式	2,783	15	平成27年9月30日	平成27年11月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成28年6月14日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり
提案しております。

①配当金の総額 2,784百万円

②1株あたり配当額 15円

③基準日 平成28年3月31日

④効力発生日 平成28年6月15日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的と なる株式の種類および数

発行決議の日	平成22年6月23日
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的 となる株式の数	143,400株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等で運用し、また、資金調達については主に
金融機関からの借入れや社債の発行による方針であります。
受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内管理規程に沿ってリスク低減を図っておりま
す。また、投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行
っております。

借入金および社債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金および社
債は主に設備投資に係る資金調達であります。一部は金利変動リスクおよび為替変動リスクに
さらされているため、金利スワップ取引および通貨スワップ取引を利用しております。なお、
デリバティブ取引は、社内管理規程に基づき実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額
については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、
次表には含まれておりません(注2)参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	168,186	168,186	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*1)	188,886 △ 607		
計	188,278	188,278	—
(3) 有価証券	5,000	5,000	—
(4) 投資有価証券	2,920	2,920	—
(5) 支払手形及び買掛金	178,714	178,714	—
(6) 短期借入金	48,538	48,538	—
(7) 1年内返済予定の長期借入金	23,881	24,070	189
(8) 未払法人税等	7,168	7,168	—
(9) 長期借入金	52,505	52,992	487
(10) 社債	20,000	20,441	441
(11) デリバティブ取引(*2)	(265)	(265)	—

(*1) 受取手形及び売掛金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については () で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 有価証券

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 1年内返済予定の長期借入金

1年内返済予定の長期借入金の時価については、主に、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) 未払法人税等

未払法人税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、主に、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(10) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を、同様の新規社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(11) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関等から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式等(連結貸借対照表計上額13,034百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,065円72銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 21円02銭 |